

生徒心得

1. 「誠実 勤勉 和協」の精神を重んじ、人格の完成に努めること。
2. 常に行動を律し、稚内高校生としての自覚を失わないように努めること。
3. 学習は知的好奇心をもって計画的に取り組み、学業の向上に絶えず努めること。
4. 学業と部活動との両立ができるように工夫すること。
5. 目上の人に対しては勿論、友人間においても礼儀と節度をもつこと。
6. 服装、容姿を整え、言葉遣いに留意し、粗野な行動を慎むこと。
7. 周囲に迷惑がかからぬようルールやマナーを遵守すること。
8. 異性交遊は節度ある態度で接し、間違いや誤解を受ける行動を慎むこと。
9. 美化意識をもち、校舎内外の清掃、整理整頓に努めること。
10. 社会事業やボランティア活動には進んで参加し、社会貢献に努めること。
11. 身分証明書は常に所持していること。
12. 日課時間中は無断で校舎を離れないこと。
13. 生徒の下校時刻は19：30までとする。
14. 外出時間は午後10時迄とし、無断外泊は禁止する。
15. 不健全娯楽施設、遊技場、酒類販売を目的とする場所は出入り禁止とする。
16. バイク・自転車などは ”免許を取らない 乗らない 買わない” を遵守すること。

生徒服装規定

本校の生徒の服装を下記のように定める。服装は高校生らしく清潔・質素・端正なものとするよう心がけること。

(頭 髪)

第1条 男女とも頭髪は、清潔・端正であること。パーマメント・染髪・エクステンションは禁止する。

(制 服)

第2条 正装は次のとおりとする。ただし、保護者と生徒本人からの申し出により生徒指導部において別途審議する。

男子

- (1) 上着 本校指定のエンブレム付紺色ブレザーとする。
- (2) ズボン 本校指定のグレイ系チェック柄のストレートズボンとする。
- (3) ワイシャツ 白無地の襟付ワイシャツとする。
- (4) ネクタイ 本校指定のネクタイとする。
- (5) 靴下 白を基本とし、派手でないものとする。
- (6) ベルト 黒、茶、紺の極端に巾が狭くないもの。

女子

- (1) 上着 学校指定のエンブレム付紺色ブレザーとする。

- (2)スカート 本校指定のブルー系チェック柄スカートとする。又、丈はひざ頭にかかるものとし、販売店にて本校指定のシールを裏地に添付する。
- (3)ベスト 色・柄はスカートと同じ。
- (4)ブラウス 白無地の丸襟付本校指定ブラウスとする。
- (5)リボン 本校指定のリボンとする。
- (6)靴下 ストッキングは黒・紺又は肌色とする。ソックス、ハイソックスは白、黒、紺とする。但し、儀式時は黒のストッキング又は、紺のハイソックスとする。
- (7)ズボン 本校指定のチェック柄のストレートズボンとする。

(軽 装)

第3条 作業時などの服装は男女ともその場に適した服装とする。

(履 物)

第4条 上靴は学校指定の運動靴とし、外靴（通学時）は高校生の品位を保てるものとする。

(着 用)

第5条 下校時の服装など特に規定されていない場合でも、常に下記の趣旨にそって、本校生徒の品位を保つように心がけること。

- (1) 夏季については、男女とも登校時を含めてブレザーを着用しなくてもよい。
- (2) セーター着用時、以下のことを厳守すること。
 - ① セーター着用時、ブレザーの着用は自由とする。
 - ② セーターの色は、黒、白、紺、茶、ベージュ、グレーのみとし、ラインや柄が入ったものは禁止する。
 - ③ セーター着用時、ネクタイ、リボンは必ず着用すること。
 - ④ 儀式の時は正装とする。
- (3) 休業日の部・局・愛好会活動の場合は、制服又は学校指定ジャージ、チームジャージを着用すること。
- (4) 身体的な障害などで、やむをえず服装規定に違反する場合は、事前に届出ること。

(そ の 他)

第6条 指輪・ピアス・ネックレス等の装身具をつけること、及び化粧することを禁止する。

(附 則)

第7条 この規定は、即時効力を発する。

(生徒手帳より)